

天理市建設工事等最低制限価格制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市が発注する建設工事の請負契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、建設工事の請負契約及び測量又は建設コンサルタント等の業務委託契約とする。

2 最低制限価格の設定は、次条第1項に規定する算定方法による価格（以下「変動型最低制限価格」という。）又は次条第2項若しくは第3項に規定する算定方法による価格（以下「固定型最低制限価格」という。）によるものとする。

3 変動型最低制限価格を設定するものは、競争入札に付する設計価格（消費税及び地方消費税を含まない。以下「税抜設計価格」という。）が1,000万円以上の建設工事とする。

4 固定型最低制限価格を設定するものは、次のとおりとする。

(1) 競争入札に付する税抜設計価格が1,000万円未満の建設工事

(2) 競争入札に付する測量又は建設コンサルタント等の業務委託

(最低制限価格の算定方法)

第3条 変動型最低制限価格は、税抜設計価格に10分の8.91から10分の9までの範囲内で定める変動係数を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた価格に消費税及び地方消費税を加算した額とする。この場合において、変動係数の決定等については、市長が別に定める。

2 建設工事に係る固定型最低制限価格は、次の各号に掲げる額（いずれも消費税及び地方消費税を含まない。）の合計額の1,000円未満を切り捨てた価格（以下この項において「固定型最低制限比較価格」という。）に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、

固定型最低制限比較価格が、税抜設計価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては税抜設計価格に10分の9.2を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた価格に消費税及び地方消費税を加算した額とし、税抜設計価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては税抜設計価格に10分の7.5を乗じて得た額の1,000円未満を切り上げた価格に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 測量又は建設コンサルタント等の業務委託契約に係る固定型最低制限価格は、税抜設計価格に3分の2を乗じて得た額の1,000円未満を切り上げた価格に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

4 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合は、税抜設計価格の3分の2から10分の9までの範囲内の適宜の割合とすることができる。

(予定価格調書への記載)

第4条 最低制限価格を設けたときは、事務の適正な執行を確保するため、予定価格を記載した書面に最低制限価格を記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る入札があった場合、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札をした者に対して、令第167条の10第2項(令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在するときは、入札執行者は、こ

の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者が2人以上あるときは、落札者の決定を保留し、令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引く該当者は、くじを辞退し、又は棄権することはできない。

4 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。

(入札参加者への告知)

第6条 最低制限価格を設定する場合は、入札公告及び入札説明書又は入札通知において変動型最低制限価格又は固定型最低制限価格を適用する旨を記載し、入札参加者に告知しなければならない。

(入札結果)

第7条 入札の結果、落札者が決定したときは、速やかに落札者に通知するものとし、その結果は、天理市建設工事入札契約情報等の公表に関する要綱の規定により公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市建設工事等最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市建設工事等最低制限価格制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。